

令和8年度 事業計画

社会福祉法人 希求会

(もくじ)

[1]	法人本部	・ ・ ・ ・ ・	P2
[2]	さくら	・ ・ ・ ・ ・	P6
	1. さくら全体	・ ・ ・ ・ ・	P6
	2. さくら生活介護事業	・ ・ ・ ・ ・	P7
	3. さくら就労継続支援 B 型事業	・ ・ ・ ・ ・	P10
[3]	きらり	・ ・ ・ ・ ・	P13
	1. きらり全体	・ ・ ・ ・ ・	P13
	2. きらり生活介護事業	・ ・ ・ ・ ・	P13
	3. きらり就労継続支援 B 型事業	・ ・ ・ ・ ・	P17
[4]	ななほし	・ ・ ・ ・ ・	P20
	1. ななほし全体	・ ・ ・ ・ ・	P20
	2. ななほし生活介護事業	・ ・ ・ ・ ・	P21
		(すてら)	・ ・ ・ ・ ・ P21
		(にじいろ)	・ ・ ・ ・ ・ P24
	3. ななほし短期入所事業	・ ・ ・ ・ ・	P27
[5]	ききゅうホーム	・ ・ ・ ・ ・	P28
	1. ききゅうホーム全体	・ ・ ・ ・ ・	P28
	2. 共同生活介護 (すばる：グループホーム)	・ ・ ・	P28
	3. 短期入所 (三つ星：ショートステイ)	・ ・ ・ ・	P31
[6]	特定相談支援事業所 さくら	・ ・ ・ ・ ・	P32

【1】 法人本部

1. 理念

誰もが希望を追い求められる地域社会の構築に貢献します。

当会は、障害のある人の基本的人権（自由権、平等権、社会権、幸福追求権等）が保障されるための環境を整え、障害のある当事者と地域の人々と共に、障害のある人も地域の中で当たり前で生活することのできる（ノーマライゼーション）社会を実現していく活動を通して、親亡き後も、これから生まれてくる子どもたちのためにも、誰もが安心して幸せに暮らせる社会を希求していきます。

2. 運営施設一覧（令和8年4月1日時点）

（1）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業

施設名		種別	定員	現員	事業開始年月日
さくら		生活介護	15人	16人	平成20年4月1日
		就労継続支援B型	20人	27人	平成22年4月1日
きらり		生活介護	13人	14人	平成23年4月1日
		就労継続支援B型	20人	28人	平成23年4月1日
ききゅうホーム	すばる	共同生活援助（グループホーム）	6人	6人	平成25年4月1日
三つ星		短期入所（ショートステイ）	3床	—	平成25年6月1日
ななほし		生活介護	27人	32人	平成28年4月1日
		短期入所（ショートステイ）	5床	—	平成28年4月1日
当会事業所利用者実人数合計				117人	

（ロ）相談支援事業

特定相談支援事業所さくら	計画相談支援	—	—	平成26年11月1日
--------------	--------	---	---	------------

3. 令和8年度 基本方針

利用者及び地域から信頼され選ばれ求められる魅力ある施設作りを推進する。

利用者の安全・安心と、生活の充実度を高いレベルで両立させる。

当会の理念及びビジョンに共感共鳴する職員がやりがいを持って集う組織風土を醸成し、各施設と職員一人ひとりが利用者接点において自主的自律的に価値創造し提供を行うこと、全員参加型経営を推進し、より質の高い福祉サービスと高い職員満足と同時に実現すること、法人本部としては各施設との総合調整を図りそのそれぞれの取り組みの後ろ盾となり後押しする組織体制を構築する。

職員がやりがいを持ち長く勤められる働きやすい職場環境作りに努め、高い専門性と豊かな人間性を備えた人財、次世代を担うリーダーの育成への取り組みには特に力を入れていく。

当会の理念（ミッション：存在理由・使命・役割）に基づき、次に掲げるビジョン（目指す理想の姿・何をやるのか）、特にニーズが高まっているグループホーム新設を実現し、必要な取り組みや役割を果たしていくことに注力する。

①暮らしの場	グループホーム	家、生活の基盤、地域生活・余暇の充実
②日中活動の場	通所事業所	社会参加、自己実現、活動の充実、豊かな生活の糧となる仕事の提供（作業工賃）、地域貢献
③緊急対応の場	短期入所事業所	在宅の人の緊急の居場所、介護者・家族の休息、将来家族から離れた生活を見据えた生活の経験
④相談の場	相談支援事業所	福祉サービスや社会資源を効果的に活用する相談援助、地域連携
以上の4本柱を充足させることで「どんな重い障害があっても誰一人取り残さない」「24時間365日切れ間なく」「一人ひとりのライフステージをその人らしく健やかで豊かな地域での生活を満喫できる」を形にする。		

4. 令和8年度 重点目標及び業務内容

(1) 施設整備

- ① グループホーム新設に向け、関係機関と協議を行い、候補地の売買契約、引き渡し・決済、建築着手まで進める事を目標とする。
- ② 既存の各施設の設備や備品について、老朽化が進んでいるものなど修繕や更新を適時行い、利用者が快適に活動することができ、職員が働きやすい職場環境を整備する。

(2) 人材確保・育成・定着及び人事・労務管理

組織として利用者の現在から将来に渡り長い人生を安定して支援し続けるためには、それを実際に担い継承していく職員の存在が不可欠である。引き続き、処遇改善や福利厚生の実施を図り、職員がやりがいを持ち長く勤められる働きやすい職場環境作りに努め、高い専門性と豊かな人間性を備えた人材、次世代を担うリーダーの育成に努める。

- ① 処遇改善については、定期昇給は確実に確保する。

埼玉県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金と令和9年度の障害福祉サービス等報酬改定を待たずに令和8年度期中改定され福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充が行われるため、それらについては全て職員の賃金改善に活用する。

ベースアップについては、経営状態及び物価高騰や労働市場等の情勢を勘案し検討する。

前年度の収支黒字の1割について、7月の給与に上乗せするかたちで職員へ分配する。

- ② 雇用形態や雇用時間を工夫し、多様な働き方が選択できる仕組みづくりを行うことで、幅広い人材が活躍できるようにする。
- ③ 法人内での研修や勉強会を充実させるとともに、発達障害者地域支援マネージャーや介護労働安定センターなどから派遣される外部講師による研修、依頼各種団体主催の外部研修を積極的に活用していく。また、登録制のネット配信研修サイトを活用して職員自ら学びやすい環境を整え、研修制度の充実を進める。
- ④ 視野を広げる経験やキャリアを積めるようにしていくため、各事業所間、事業所内での人事異動を行い適材適所の人員配置をしていく。異動に応じた職員には基本給を優遇する制度を導入する。また、能力と実績のある若手職員をリーダーへと積極的に登用し、次世代を担える人材へと育成していく。

- ⑤ 管理者等による全職員の個別面談を定期的（年 2 回）に実施し、組織の理念や目標の理解を浸透させるとともに、職員個々のキャリアデザイン支援とメンタルヘルスに努める。
- ⑥ 職員交流会を実施し、職員間のコミュニケーションの円滑化を図り、働きやすい職場環境を構築する。
- ⑦ 顧問社会保険労務士と連携して就業規則等の適時見直しとその適正な運用と円滑な労務管理に努める。
- ⑧ ハラスメント等職員相談窓口を設置し、適切な対応を行う。

（３）サービスの質の向上、魅力ある施設・職場作り

- ① 利用者のニーズや意思を把握し、地域における最適なサービス提供に努める。
- ② 支援プログラム・メニューの充実、創出
 - ・日々の活動を通して利用者個々の好きや得意な事、出来る事を発見し、創意工夫によりそれらを活かした活動を見出し、選択の幅を広げ、充実・満足・やりたいに繋げる。
 - ・農福連携や自主生産品の開発など、新たな取り組みの提案を促し、本部として各施設をサポートしていく。
- ③ 人権の擁護

虐待防止マニュアルに基づいて、「障害者差別禁止法」「障害者虐待防止法」を踏まえ、差別や虐待防止のための職員意識の強化及びその仕組みを積極的に推進し、全職員で利用者の人権擁護に取り組む。

 - ・虐待防止研修、身体拘束適正化研修、権利擁護研修の実施
 - ・各施設の虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会の統括

（４）財務管理

法人本部職員及び各施設長が出席する毎月の会議において各部署の月次会計状況を確認し合うこと、第三者機関の会計事務所による毎月の会計状況チェックにより、経営の透明性の向上と施設会計・経理を適正に管理する。

（５）危機管理

- ① 事故防止

施設管理者、現場職員の安全管理に対する意識を高めるとともに、ヒヤリハットの収集と分析、危険予知訓練により、予測されるリスクへの適切な対応を行い、利用者が安全・安心して活動できる環境作りを行う。
- ② 災害・新興感染症対策

被害を最小限にとどめつつ、福祉事業の継続あるいは早期復旧を可能とできるよう、各種対応マニュアルや自然災害及び感染症BCP（事業継続計画）の運用を行い、いざという時に全職員が適切な対応を取ることが出来る体制を構築する。

（６）利用者家族との連携

利用者個別支援計画にかかる面談を利用者家族とも年 2 回実施する。

法人単位、事業所単位の保護者説明会等を開催し、法人や事業所の運営状況の説明や利用者ニー

ズの把握、GH新設の進捗状況と入居案内など行う。

(7) 広報活動・情報公開

- ① ホームページの掲載内容を充実させ定期的に更新し、利用者、家族をはじめ地域の方々に情報を公開する。また、新規職員の採用活動ツールとしても効果を発揮できるよう活用する。
- ② WAM ネット障害福祉サービス等情報公表システムを活用し、法人及び各施設の運営の透明性を図る。

(8) 5ヶ年計画（短・中期計画）

グループホームの増設計画において、令和7年度は良い条件の候補地が見つかり交渉を進めていましたが、売主側の事情により売買契約にまで至りませんでした。現在、別の候補地について交渉を進めており、短・中期の事業展開を次のように計画する。

年度	計画
令和8	① 新グループホームの候補地決定・具体的計画立案・（建設開始）
9	① 新グループホームの建設開始・（運営開始）
10	① 新グループホーム運営開始・（運営安定化） ② 「さくら」「きらり」の建替え、または移転の方針検討。 ③ ②と合わせ、新グループホーム3棟目増設の方針検討。
11	①新グループホーム運営安定化 ②令和10年度方針に対応 ③3棟目新グループホーム増設の検討開始・候補地の選定
12	②令和8年度方針に対応 ③3棟目新グループホーム増設の候補地の決定・具体的計画立案・（建設開始）

5. 理事会・評議員会等の開催予定

令和8年6月 令和7年度 事業報告、収支決算報告

令和8年11月 令和8年度上期 事業報告、収支報告、令和8年度 補正予算（案）、 他

令和9年3月 令和9年度 事業計画、収支予算（案）、 他

※ 他（グループホーム新設にかかる審議等）必要に応じ随時開催

[2] さくら

1. さくら全体

(1) 実施事業及び利用定員と利用登録者数（令和8年4月1日予定）

実施事業	生活介護	就労継続支援B型	合計
定員	15名	20名	35名
125%定員	18.75名	25名	43.75名
登録利用者数	16名	29名	45名

(2) 事業所運営基本方針

誰もが、人として幸せに生きていく為に、下記の項目を重視した運営を行う。

- ① 発達・成長する権利の保障
- ② 自己選択・自己決定を基本とする、自己実現へ向けた本人中心の支援
- ③ コミュニケーションや意思の伝達等、人間関係を築くための力、手段を獲得する支援
- ④ 労働権及び所得の保障
- ⑤ 地域社会へ活動の場をつなげる支援

(3) 令和8年度重点目標

- ① 来訪する全ての方への挨拶、笑顔の対応で明るい施設運営を行う。
- ② 社会福祉施設としての役割と責任を理解し、実践する取組み。
 - i 向上心を持ち、自己研鑽に努める職員の育成
 - ・社会福祉の従事者として、感謝、謙虚、共感の意味を理解し、支援の現場で実践する。
 - ・障害特性を理解し、「その人らしさ」を尊重し、各利用者がより能動的に活動に参加できるように努める。
 - ・報・連・相を基本とした、職員間の情報共有と利用者、家族への情報提供を徹底する。
 - ・利用者を主体とする考えを持ち、個々の利用者の課題やニーズに合った支援を提供できる職員を目指す。
 - ・個の考えを基調とし、それを生かした組織づくりを行う。
 - ・安心、安全、スピーディーな施設運営を行う。
 - ii 安心、清潔な環境の提供
 - ・新型コロナウイルス等感染症の予防。マスクの着用、手指消毒、定期的な換気、施設内の消毒、清掃、整理整頓を徹底する。
 - ・危険予知に努め、リスクマネジメントを理解し実践する。
- ③ 外部活動の充実
 - ・施設外で活動(日帰り外出など含む。)の充実を図り、社会生活を豊かにする。
- ④ ご家族との共有
 - ・サービス向上及びご家族との連携をし、将来を見据えた支援を行っていく。
 - ・保護者に向けた情報の共有の機会を作る。

2. さくら生活介護事業

(1) 事業の法的位置づけ

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、常時介護を必要とする者に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行う事業。

(2) 基本方針

本人の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立った支援の提供に努める。

日中活動において、多様なプログラムの提供に努め、それらの場面を通して、一人ひとりが持つ力を十分に発揮できるよう支援し、またその環境を整備する。

他者との関わり、コミュニケーションを育むことはその人らしい豊かな生活を実現していくうえでとても大切なものであり、施設の内外を問わずそのような機会を職員が積極的に作り出していく。

(3) 令和8年度重点目標

① 障害特性に配慮した環境面の整備と個別支援計画の取り組み

- ・主に自閉症支援の観点から、3つの作業スペースを有効に活用し、利用者個々のスペースや動線を確保、提供することにより安定、継続した日中活動への取り組みを図る。
- ・個別支援計画における、作業、運動、その他活動等利用者個々の支援内容を職員は把握し、全体又は個別の取り組みを日中活動時に実践する。

② 事故の防止・予防、避難時の対策

- ・通年における感染症予防対策として、密集にならないよう3つの作業室を有効に活用すると共に、利用者来所時の体温管理や手洗い、消毒の徹底に努める。また、必要であれば活動時に一定時間を置いて作業室の換気も行う。
- ・職員間の情報共有、リスクマネジメントを徹底し、事故に対する意識を高め、事故の防止、事故の起きにくい環境整備に努める。

③ 屋外活動の充実を図る。

- ・体力の維持、情緒面の安定、社会参加の観点からウォーキングや公園外出の日常的な施設外活動の時間を可能な限り提供していく。
- ・外食、昼食買い出しを定期的に行うと共に、昨年度から再開した社会体験活動としての日帰り外出も、希望先によりグループ分けを行い実践する。

(4) 支援内容

① 生活支援

活動の場を施設外にも広めることで社会体験の機会を積極的に作り、利用者の新たな力を引き出せるような支援に取り組む。

i. 日常生活支援

ア 着脱衣、整容 イ 食事 ウ 排泄 エ 挨拶など

- ii. 生活スキル支援（社会資源の活用、金銭授受、自己選択など）
 - ア 昼食買い物支援
 - イ 弁当注文支援
 - ウ 外食
- } 各月 1 回、年間でそれぞれ 4 回行う
- iii. 社会体験活動
 - ア 日帰り外出プログラム（通年）
- ② 文化的活動支援
- プログラムとして月予定の中に組み込むことで定期的実施する。
- i アート療法（2 ヶ月に 1 回）
 - ii 音楽療法（月 1 回）
 - iii 室内レクリエーション（月 1 回以上）
 - iv その他、利用者の希望する活動
- ③ 機能訓練・体力づくり支援
- 利用者の健康面に配慮すると共に、体重の増減等を注視しながら体力維持に努める。又、利用者が興味を持って取り組めるプログラムの提供に努める。
- i 機能訓練
 - ア 運動プログラム（月 1 回）
 - ii 体力づくり
 - ア ウォーキング 近隣の公園（毎日）
 - イ 上尾運動公園、丸山公園、その他公園外出（月 2 回以上）
 - ウ 土曜日の余暇利用した運動活動
- ④ 生産活動支援
- 年間を通して安定した作業量の提供を行う事で、働くことの喜びや達成感を得られるように支援を行う。
- i 受注作業
 - ア リサイクル作業（グリーンロジテック株式会社）
 - イ リサイクル作業（株式会社タカダ・トランスポートサービス）
 - ウ 広報誌等の配達（宮原地区社会福祉協議会、北区社会福祉協議会）
 - エ その他作業（随時）
 - ii 自主生産活動
 - ア 紙漉き（不定期）
 - iii 工賃支給目標 一ヶ月平均 1000 円
- ⑤ 販売活動支援
- 販売に携わることで社会参加をして頂き、人との関わりやコミュニケーション能力を高められるようにより支援を行う。
- i お祭り、各種イベント等に出店（見沼区民祭り等）

(5) 生活介護事業 令和8年度 年間予定

		内容	実施場所
月間行事	毎日	グループでのウォーキング	さくら周辺
	3週 月	理髪	さくら
	1週 金	音楽療法	さくら
	月1回	運動プログラム(職員持ち回り)	さくら
	月1回	看護師による健康チェック	さくら
	月1～2回	プール外出	交流センター
	毎週水曜日	リラクゼーション	さくら
	第3火曜日	アート療法(2ヵ月に1回)	さくら
	第4木曜日	回診	さくら
	不定期	創作活動	さくら
	不定期	室内レクリエーション(月1回)	さくら
	不定期	ロジテック	グリーンロジテック
	不定期	タカダ(月1回 夏季、冬季除く)	タカダトランスポート
	不定期	グループでの運動公園外出(月2回以上)	未定
	不定期	紙すき(不定期)	さくら
	第〇月曜日	利用者自治会(月1回)	さくら
4月	未定	日赤資材配達業務	北区
	未定	買い物(昼食)	未定
5月	未定	外食	未定
6月	未定	あんしんみやはら、賛助会費資材配達業務	北区
	未定	弁当注文	未定
	未定	選択外出①(予定)	未定
	未定	消防訓練(消防立ち会い予定)	さくら
7月	未定	納涼イベント	さくら
	未定	買い物(昼食)	未定
8月	未定	外食	未定
9月	未定	弁当注文	未定
10月	未定	買い物(昼食)	未定
	未定	田村会チャリティーゴルフ(参加賞出品)	未定
	未定	個別面談:支援計画の中間報告	さくら内
11月	未定	あんしんみやはら配達業務	北区
	未定	インフルエンザ予防接種	未定
	未定	外食	未定
	未定	選択外出②(予定)	未定
	未定	北区民まつり(自主生産品販売)	市民の森
	未定	見沼区ふれあいフェア(自主生産品販売)	堀崎公園
12月	未定	クリスマス行事	さくら
	未定	弁当注文	未定
	未定	健康診断	さくら
	未定	避難訓練	さくら、近隣公園
	未定	大掃除	さくら
	未定	お疲れ様会	さくら
1月	未定	年明けうどん	未定
	未定	買い物(昼食)	未定
2月	未定	あんしんみやはら配達業務	北区
	第1週目	節分	さくら
	未定	外食	未定
		個別面談:支援計画の今年度評価 次年度支援計画の確認	さくら
3月	月末	年度納め会	未定
	未定	選択外出③(予定)	未定

3. さくら就労継続支援 B 型事業

(1) 事業の法的位置付け

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために就労に必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う事業。

(2) 基本方針

- ① 利用者の将来像を想定し、就業・生活・社会の三分野について、利用者自身が自らの潜在能力を引き出していくための、効果的かつ、安定して臨める日中活動プログラムの提供、個別支援計画の提案を行う。
- ② 就業プログラムにおいては、工賃の向上、業務内容の質の向上を目指し、恒常的にその内容を吟味していくものとする。
- ③ 利用者の社会性をより深められるように、新しいことを経験する機会の提供に努める。また、利用者の希望が反映される事業運営を目指す。
- ④ 創作活動等、利用者が自己の表現のできる活動プログラムを積極的に取り入れる。

(3) 令和 8 年度 重点目標

- ① 利用者の日常支援に携わる職員は、利用者個々の障害特性を理解するために、必要な様々な知識を学び、課題だけでなく利用者本人の強みに着眼した支援目標を創出する。また、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に務めます。
- ② 利用者の家族やグループホーム職員との連絡を密にし、利用者の毎日の心身の状況把握に努め、利用者自身が自立に向けた過ごし易い環境を提供する。就業面では、個々の特性を理解し、利用者の就労機会の拡大と知識及び能力の向上に努めます。また、能力が高まった方は、一般就労に向けて支援していきます。
- ③ 作業室内の各設備の配置に関しては、利用者それぞれの動線に配慮し、日常の作業、生活面における活動がより円滑に働くよう努める。また、リスクマネジメントを徹底し、事故の防止と衛生面の管理においては、感染対策（手洗い、うがい、消毒、マスク着用、検温記録）を徹底し、三密を避け各職員が日々、自覚と責任を持って取り組む。

(4) 支援の概要

① 就職実現プログラム

i 作業訓練

事業所内外での作業を行いながら「働く」ことへの意識の向上、職場における規則の遵守、マナーの習得などを支援する。一般企業への就労を希望する利用者に対しては、施設外就労などを選択し、企業に準じた職場の雰囲気を感じることができるよう環境整備を行う。

ア 事業所内作業

- ・学童文具組み立て他（グローバル）
- ・段ボールの仕切り組み立て（大和輸送）
- ・箸、しょうゆ等の袋詰め（銀のさら）

- ・書類封入、発送作業（行政書士会事務所）※年間に数回
- ・書類封入、発送作業（慶福寺）※年間に数回。
- ・手作りビーズアクセサリ作り（自主生産品作成）
- ・女性用化粧品の組み立て、リップクリームの芯の組み立て（アンビシャス）

イ 施設外作業（企業内活動）

- ・ベッド解体・資材分別作業（TAKADA 環境）
- ・公園清掃業務（大和田公園）※秋～冬に 8 回程度

ウ 工賃支給目標（施設内外就労含む）

月平均 20,000 円以上・・・施設外就労 15,000 円、内職作業 5,000 円を目標とする。

ii 職場実習

希望される利用者の性格や特性等を考え、一人一人のニーズにあった企業で実習を行う事に具体的な一般就労のイメージを養い、より目標を持って日々の作業に取り組めるように支援する。機会の提供においては前述の施設外就労や職業能力開発センターの委託訓練など外部機関の提供するサービスに加え、さくら独自に企業開拓を進め利用者に多くの実習機会を提供出来るように努める。

iii 就職活動

一般企業への就職希望がある利用者に対し、関係機関や協力企業と連携しながら就職活動に必要なスキルを習得出来るよう体系的な支援を行い、希望の職業や業種への就労を目指す。将来的な企業就労へのニーズが生まれるように広く情報提供を行う。

- ・履歴書の作成支援
- ・模擬面接
- ・関係機関の求職講座等の受講
- ・障害者委託訓練事業の利用
- ・企業合同面接会への参加

② 生活支援・自立支援プログラム

利用者本人とその家族の希望や状況を元に、それぞれのニーズに沿った個別支援計画を作成する。これらを踏まえて将来の生活形態をイメージし、必要な生活のスキルを順序立てて支援課題とし、その習得を図ることを目的とする。

i 日常生活支援

生活支援については内容の充実、頻度を増やすなど適宜見直しを行い、地域生活への移行をスムーズに行なうための力を身につけていけるように、その重要性の高さを認識する。

<着衣脱、整容（歯磨き、洗面等）、食事、排泄、清掃、洗濯、挨拶及び弁当注文（通常弁当に加えて別業者での注文も行う）等>

ii 余暇活動

利用者の希望に沿った内容の活動を行う。主に土曜日の半日を充てる。

<季節を感じる行事、目的に応じた外出、施設間交流、レクリエーション、カラオケボックス利用等>

iii 地域活動

地域の施設や公園等を使用した活動を計画する。

<宮原 2 丁目自治会館を使用する活動、近隣の公園清掃、北区役所のピアショップ販売、近隣地域の活動への参加等>

③ 社会適応支援プログラム

職場や地域活動において円滑な人間関係を築く為に、基礎的なコミュニケーション能力やマナーを習得することを目標とする。

＜ワークシートによる学習、ロールプレイの実施、マナー講習会の開催等＞

(5) 就労継続支援B型事業 令和8年度 年間予定表(案)

	回数	実施日	内容	実施場所
月 間 行 事	8回	毎週火・金	ウォーキング	宮原公園、近隣の施設等
	1～2回	月毎に決定	ピア販売	北区役所、プラザノース
	10～24回	月～土曜日	施設外就労(リサイクル等)	TAKADA 環境株式会社
	秋～冬 計8回	未定	公園清掃	大和田公園
	1回	第3月曜日	理容サービス	さくら
	1回	月末	看護師による健康チェック	さくら
		随時	余暇活動	さくら、自治会館等
年 間 行 事	4月	1日	入所式 (新規利用者がいない場合は、新年度式)	さくら
		未定	お花見、花見団子づくり	宮原公園
	5月	平日	日帰り外出(年2回)	班ごとに検討
	6月	未定(年4回)	昼食の買い物・弁当注文	スーパーマーケット、弁当店
		未定(平日)	避難訓練(自主訓練)	さくら
	7月	未定	七夕	さくら
	8月	未定	納涼会(スイカ割り)	さくら
	9月	未定(年4回)	昼食の買い物・弁当注文	スーパーマーケット、弁当店
	10月	未定	ハロウィン	さくら
	11月	平日	日帰り外出(年2回)	班ごとに検討
		未定(平日)	健康診断(身長、体重、問診)	杉の子クリニック
		未定	個別面談(支援計画の中間評価)	さくら
		未定	北区民祭り	市民の森
		未定	見沼区ふれあいフェア	見沼区役所、堀崎公園
	12月	未定(年4回)	昼食の買い物・弁当注文	スーパーマーケット、弁当店
		未定	クリスマス会	さくら
		未定	防災訓練(消防立ち合い)	さくら
	1月	未定	年明けうどん	さくら
	2月	3日	節分	さくら
	3月	未定(年4回)	昼食の買い物・弁当注文	スーパーマーケット、弁当店
		未定	個別面談、支援計画の年度評価、次年度支援計画	さくら
		月末	お疲れ様会	二丁目自治会館

[3] きらり

1. きらり全体

(1) 実施事業及び利用定員と利用登録者数（令和8年4月1日予定）

	生活介護	就労継続支援B型	きらり全体
定員	13名	20名	33名
125%定員	16.25名	25.00名	41.25名
登録利用者数	14名	25名	39名

(2) 事業所運営基本方針

誰もが、人として幸せに生きていく為に、下記の項目を重視した運営を行う。

- ① 発達・成長する権利の保障
- ② 自己選択・自己決定を基本とする、自己実現へ向けた本人中心の支援
- ③ コミュニケーションや意思の伝達等、人間関係を築くための力、手段を獲得する支援
- ④ 労働権及び所得の保障
- ⑤ 地域へ、社会へ活動の場をつなげ広げる支援

(3) 令和8年度重点目標

- ① 来訪するすべての方への挨拶、笑顔を絶やさない明るい施設、また、すべての方へ感謝・謙虚な気持ち『ありがとう』と素直に言える施設・おもてなしの心を持てる施設を目指す。
- ② 全職員の働きやすい環境のため、職員との面談や親睦会を設け、対話する機会をより作っていく。チームの結束力を高め、一丸となって仕事を遂行していく。

また、働きやすい環境の一つとして男女問わず、育児休暇などより自由に取りれる様な社風にしていく。若い世代が将来子供を持った時に『職場が理解を示してくれる』と感じ、希求会に残り長く福祉に携われる環境を作っていく。

また、福利厚生を充実させ、長く働きたいと思える魅力のある施設を目指す。

- ③ 障害を持った方への理解を深めるため、情報を共有し、資格など自己啓発を促しより知識を高め、虐待防止・良い支援へと繋げていく。

また、令和6年4月から障害者差別解消法にて、全事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化となった。我々福祉のプロとしてこの合理的配慮の考えを全職員に周知・徹底し、人として尊重し、利用者さんの気持ちを受容、また、環境の変更や調整といった配慮を行っていく。その思いを持ち、利用者さんの支援に従事していく。

2. きらり生活介護事業

(1) 事業の法的位置づけ

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、常時介護を必要とする者に対

して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行う事業。

(2) 基本方針

- ① 本人の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立った支援の提供に努める。
- ② 日中活動において、多様なプログラムの提供に努め、それらの場面を通して、一人ひとりが持てる力を十分に発揮できるよう支援し、またその環境を整備する。
- ③ 他者との関わり、コミュニケーションを育むことはその人らしい豊かな生活を実現していくうえでとても大切なものであり、施設の内外を問わずそのような機会を職員が積極的に作り出していく。

(3) 令和8年度重点目標

- ① 工賃支給目標を 1,500 円とする。
現在行っている施設内作業（ロジテック、ベストプランニング、解体、仕分け）に加え、織り物、ペーパービーズ、スイーツマグネット、野菜の水耕栽培等の自主生産品を販売する事により目標の工賃支給を図る。また、新たな授産品の開発や販売経路の拡大に努める。
- ② 事故の防止・危険の回避
リスクマネジメントを徹底し、事故に対する意識を高め、危険の回避および事故の起きにくい環境整備に努める。加えて職員間での円滑なコミュニケーションにより必要とする情報を共有し、事故を未然に防ぐ取り組みを行う。また、ソーシャルディスタンスに乗っ取り新型コロナウイルス等の感染対策に努める。
- ③ 本人の好きなプログラムまたは活躍できるプログラムを行う。
個別の活動時間を充実させる。外食、買い物、ストレッチ、プール、市内マラソン大会等の運動、音楽鑑賞等、本人の行動や興味を活かせるよう支援する。また、外部講師の音楽イベント、グラウンドを利用したスポーツ等安全に活動ができる場所を設定する。
- ④ 環境面の整備
利用者の個性に合わせた環境の整備に務め、棚などを有効に活用し、利用者個々のスペースや動線を確認することで、より安定した日中活動への取り組みを図る。また、机の消毒や換気を行い、全に活動できる環境を整備し続ける。
- ⑤ 心身の充実を図る
室内での体操、音楽療法、アート療法の各プログラムにより講師、職員と共に取り組むことで創造性を育み、心の安定や身体機能の向上、維持を図る。

(4) 支援内容

活動グループを『はやぶさ』、『こまち』、『かがやき』の3グループに分けて実施する。特別な記載がなければ、各グループ単位での活動となる。

① 生活支援

活動の場を施設外にも広めることで社会体験の機会を積極的に作り、利用者の新たな力を引き出せるような支援に取り組む。

- i. 日常生活支援
 - ア 着脱衣、整容 イ 食事 ウ 排泄 エ 掃除 オ 挨拶など
- ii. 生活スキル支援（社会資源の活用、金銭授受、自己選択など）
 - ア お弁当注文（毎月1回） イ 外食支援（年2回） ウ 調理支援（少人数調理）
- iii. 社会体験活動
 - ア 外出プログラム（年2～3回）・・・アミューズメント施設、カラオケなど
- ② 文化的活動支援

プログラムとして月・年間予定の中に組み込むことで定期的に実施する。

 - i 音楽療法（月1回） ii アート療法（月1回）
 - iii 室内、室外レクリエーション（月4回程度） iv スポーツ
 - v 季節行事・企画 iv その他、利用者の希望する活動
- ③ 機能訓練・体力づくり支援

利用者の健康面に配慮すると共に、体重の増減等を注視しながら体力維持に努める。又、利用者が興味を持って取り組めるプログラムの提供に努める。

 - i 機能訓練
 - ア 体操（月2回程度） イ リラクゼーション
 - ii 体力づくり
 - ア ウォーキング（月～金 午前 週4～5回程度） イ プール エ ハイキング
- ④ 生産活動支援

一人ひとりの能力及び適性に合った作業（工程）を探ることで、働くことの喜びや達成感を得られるように支援を行う。

 - i 受注作業
 - ア リサイクル作業（グリーンロジテック株式会社）
 - イ ラベルシール貼り、詰替え作業等（ベストプランニング）
 - ウ その他作業（随時）
 - ii 自主生産活動
 - ア ペーパービーズ イ 織り製品 ウ 手作り小物制作 エ 野菜の水耕栽培
 - iii 工賃支給目標 一ヶ月平均 1,500 円以上
- ⑤ 販売活動支援

販売という意識の獲得も含め、販売活動の機会を通して人との関わりやコミュニケーションを養えるよう支援を行う。

 - i お祭り、各種イベント等に出店
- ⑥ 個別活動支援

個別支援計画に定めた内容、頻度で、利用者個々に必要な活動を行う。その実施状況により、年度ごとに全体または希望制のプログラムとして、昇華させる。

利用者1人に対し年2回を目途に、個人に焦点を当てた活動を行う。場所や時間等の範囲を決め、利用者の自己選択や、体験することを重視して活動内容を決める。

(5) 月間・年間予定

時期	回数	頻度・曜日等	内 容	実 施 場 所
月間行事	毎日	—	ウォーキング	きらり周辺
	2	1・3週 月	運動療法	きらり内
	1	第4週 木	医師による健康相談	きらり内
	1	10日前後	健康チェック(看護師)	きらり内
	1	第2週 月	音楽療法	きらり内
	4	週2回程度	体操または、レクリエーション	きらり内
	4	毎週 金	創作活動	きらり内
	1	最終週 木	アート療法	きらり内
	1	第2週 金	理髪業者訪問	きらり内
4月	1	上旬	花見	大宮公園付近
	1	何れかの土	和太鼓演奏鑑賞	春岡広場多目的ホール
	1	下旬	健康診断	聖蹟プライムクリニック
	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
5月	1	未定	動物園	大宮公園小動物園
	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
6月	1	未定	防災訓練	きらり・観音寺下公園
	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
7月	1	5日	七夕	きらり内
	1	未定	和太鼓演奏鑑賞	春岡広場多目的ホール
	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
8月	1	未定	夏祭り	きらり内
		未定	夏季休暇	—
9月	1	未定	和太鼓演奏鑑賞	春岡広場多目的ホール
	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
10月	1	未定	個別面談：個別支援計画中間評価	きらり内
	1	未定	運動会	春岡広場多目的ホール
	1	～11月	日帰り旅行	未定
	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
	1	31日頃	ハロウィンパーティー	きらり内
11月	1	未定	健康診断(インフルエンザ予防接種)	聖蹟プライムクリニック
	1	上旬	北区民祭り	市民の森
	1	中旬	見沼区ふれあいフェア	堀崎公園
	1	中旬	防災訓練	きらり内
	1回/人	未定	プール(屋内)	近郊屋内プール
12	1	未定	クリスマス会	未定

月	1	未定	年末行事（大掃除・年越しそば）	きらり事業所内
		31日～3日	年末年始休暇	—
1月	1	上旬	初詣・書初め	未定
2月	1	3日	節分行事	きらり内
	1	14日	バレンタイン行事	きらり内
3月	1	未定	個別面談：支援計画の年度末評価	きらり
	1	14日	ホワイトデー行事	きらり内
	1	未定	お疲れ様会（利用者）カラオケ	未定
	1回／人	未定	コムナーレ（授産品販売）	パルコ浦和店

3. きらり就労継続支援B型事業

（1）事業の法的位置付け

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために就労に必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う事業。

（2）基本方針

- ① 利用者の将来像を想定し、就業・生活・社会の三分野について、利用者自身が自らの潜在能力を引き出していくための、効果的かつ、安定して臨める日中活動プログラムの提供、個別支援計画の提案を行う。
- ② 就業プログラムにおいて、工賃の向上、業務内容の質の向上を目指し、恒常的にその内容を吟味していくものとする。
- ③ リスクマネジメントを徹底し、事故に対する意識を高め、事故の防止、事故の起きにくい環境整備に努める。
- ④ 利用者本人だけでなくご家族の希望や思いに対して真摯に受け止め支援に反映していくことで、信頼され選ばれる事業を目指していく。

（3）令和8年度重点目標

- ① 利用者一人一人の特性や性格を把握し、それぞれに見合う支援を行うために職員間での連携を強化する。細かな情報も毎夕のミーティングを通じて共有し、日々の支援を振り返る習慣を身に付ける。誰が見ても分かりやすいケース記録を心がける。備え付けの連絡ノートをうまく活用し共有事項のものが無いように努める。会議に参加できない非正規職員に議案の内容を細かに通達していく。状況に応じて職員に個別に聞き取りをしていく。毎月最終週を個別支援計画意識週と定義して、担当職員の実施状況等をそれぞれ把握、確認していく。
- ② 利用者と職員の信頼関係を築くために「受容」する事を意識し、日々の変化に柔軟な対応を行い支援に繋げる。職員各人が寛容さを持つよう心がけ、各々が福祉の専門職としての意識も持つ

よう努める。利用者家族とも同様の信頼関係を目指す。

- ③ 職員の立ち居振る舞いを見直し、広い視野を持つように努める。挨拶や言葉遣い、礼儀を正して一社会人としての良き手本となれるような支援員を目指す。

(4) 支援の概要

① 就職実現プログラム

i 作業訓練

事業所内外での作業を行いながら「働く」ことへの意識の向上、職場における規則の遵守、マナーの習得などを支援する。一般企業への就労を希望する利用者に対しては、施設外就労などを選択し、企業に準じた職場の雰囲気を感じることができるよう環境整備を行う。

ア 所内作業

- ・塗装ブースフィルター組立て作業（株式会社テシオン）
- ・宅配ミルク用保冷ボックスの洗浄（株式会社靖和）
- ・アクセサリと子供服の値札付け加工（株式会社ミンナのシゴト）
- ・サプリメント等値札付け、袋詰め加工（ベストプランニング）
- ・その他作業（随時）

イ 施設外就労作業（企業内活動）

- ・資材分別・ベッド解体作業（TAKADA 環境株式会社）
- ・介護用ベッドのベースプレート洗浄作業（フランスベッド株式会社）

ウ 工賃支給目標（内職作業のみ） 月平均 6,000 円

- ・施設外就労利用者は上記より 2,000～18,000 円の増額が見込まれる。

② 生活支援・自立支援プログラム

利用者本人とその家族の希望や状況を元に、それぞれのニーズに沿った個別支援計画を作成する。これらを踏まえて将来の生活形態をイメージし、必要な生活のスキルを順序立てて支援課題とし、その習得を図ることを目的とする。また、それらの実践の場としてもショートステイの利用を積極的に提案する。

i 日常生活支援

生活支援については内容の充実、頻度を増やすなど適宜見直しを行い、地域生活への移行をスムーズに行なうための力を身につけていけるように、その重要性の高さを認識する。

- ・着衣脱 ・整容（歯磨き、洗面含む） ・食事 ・排泄 ・清掃 ・洗濯 ・挨拶
- ・外食活動（主に弁当店利用、各グループ活動）

ii 余暇活動

- ・利用者の希望に沿った内容の活動を行う。季節行事や外出、レクリエーション等。

iii 地域活動

- ・地域の公園、通学路清掃等。

③ 創作活動支援プログラム

講師（臨床美術士）をお招きして、月に 2 回アート活動を行う。

通常日課に、創作活動プログラムを継続的に組み込み、利用者個々の新たな側面を引き出す。また、創作した手工芸品等の製品の販売を行う。

(5) 就労継続支援 B 型事業 令和 8 年度 年間予定表

時期	回数	頻度・曜日等	内 容	実 施 場 所
月 間 行 事	適時		日用品買い物（班別に行う）	近隣のホームセンター等
			清掃活動（状況による）	きらり周辺の公園、道路
	1	月 2 回 土曜日	外出行事（半日）	未定
	1	毎日	ウォーキング、散策	8 の字公園、遊水地等
	1	2 週 金	床屋 看護師による健康チェック	きらり
	1	月 1 回	自主生産活動	きらり
	2	第 3、最終週 木	アート活動	きらり
4 月	1	下旬	端午の節句行事	見沼田んぼなど
5 月	1	未定	健康診断	さいたま記念病院
	1	未定	防災訓練（消火・避難・通報）	きらり
6 月	1	未定	社会見学	菓子工場など
7 月	1	7 日頃	七夕行事（短冊作成・飾りつけ）	きらり
8 月	1	未定	きらり夏祭り	きらり
	1	15 日	夏季休暇	
9 月	1	未定	博物館見学	県立博物館など
	1	未定	個別面談；個別計画中間評価	きらり
10 月	1	未定	防災体験行事	さいたま防災センター
11 月	1	未定	健康診断（インフルエンザ予防接種）	さいたま記念病院
	1	未定	北区民祭り	市民の森
	1	未定	見沼区ふれあいフェア	堀崎公園
	1	未定	防災訓練（消火・避難・通報）	きらり
12 月	1	20 日頃	クリスマス行事	きらり
	1	年末	大掃除	きらり
	1	未定	年末年始休暇	
1 月	1	未定	正月行事（初詣・書初め）	深作神社など
2 月	1	3 日頃	節分行事	きらり
	1	14 日頃	バレンタインデー行事	きらり
3 月	1	未定	個別面談；年度末評価、次年度計画	きらり
	1	14 日頃	ホワイトデー行事	きらり

【4】 ななほし

1. ななほし全体

(1) 実施事業及び利用定員と利用登録者数（令和8年4月1日予定）

① 生活介護

班	すてら	にじいろ	合計
定員	27名		27名
125%定員	33.75名		33.75名
登録利用者数	14名	20名	34名

② 短期入所

居室数（全個室）	5 室
入居者数	最大受入 5 名／日
登録利用者数	72 名

(2) 事業所運営基本方針

その人の持っている能力や特性、その伸ばせる部分や変えられる部分、困難となる行動の原因などを明らかにして、どうすることがその人自身の幸せにつながり、社会の中で居場所を見つけていくことになるのか、一人ひとりの目標や想いを主体的に実現する術を発見し獲得していけるよう、環境を整え、様々な活動や人と関わる機会を提供する場とする。

(3) 令和8年度重点目標

社是・運営方針：「感謝」「謙虚」「共感」「笑顔とホスピタリティで皆が生き生き幸せを追求しよう」を実行していく。

① 来訪する全ての方へ笑顔で挨拶、明るい施設運営を行い地域の人との関わりを大切にする。

② 選ばれる施設づくり

i 人材の定着及び確保に向けた取り組みの強化

慢性的な人手不足の状況を踏まえ、職員一人ひとりが安心して働き続けられる職場環境づくりを進める。業務の見直しや負担軽減を図るとともに、育成・相談体制を整備し、経験や立場に関わらず支え合える組織づくりを目指す。

ii 事故防止及び再発防止策の徹底

利用者の安全確保を最優先とし、事故及びヒヤリハット事例の共有と分析を継続的に行う。再発防止策を職員間で共有・徹底するとともに、支援方法や判断基準の見直しを行い、事故の未然防止に努める。

iii 利用者一人ひとりに応じた支援の充実

利用者の障害特性や心身の状態を的確に把握し、個別支援計画に基づいた支援の充実を図る。必要に応じて日々の支援を振り返る機会を設け、職員間で情報共有と意見交換を行うことで、チームとしての支援力向上を図る。個人に負担が集中しない体制を整え、安定した支援の継続につなげる。

2. ななほし生活介護事業

(1) 事業の法的位置づけ

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、常時介護を必要とする者に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行う事業。

(2) 基本方針

- ① 本人の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立った支援の提供に努める。
- ② 日中活動において、多様なプログラムの提供に努め、それらの場面を通して、一人ひとりが持てる力を十分に発揮できるよう支援し、またその環境を整備する。
- ③ 他者との関わり、コミュニケーションを育むことは、その人らしい豊かな生活を実現していくうえでとても大切なものであり、施設の内外を問わず、そのような機会を職員が積極的に作り出していく。

(すてら)

(3) 令和8年度重点目標

① 利用者の主体性を意識した支援

利用者の主体性に焦点をおき、利用者の意志や自己決定を尊重し、その人らしい生活が送れるように、最大限に引き出す支援を行う。利用者同士の関わりに重点を置いた取り組みを行い、利用者間で話し合える場を設け、レクリエーションや活動の内容を利用者が自己決定、自己選択でできる形にしていく。

活動や外出行事を取り入れることで、減り張りのある生活を提供していきつつ「達成感」や「充足感」をより実感できるように取り組んでいく。

② 心身の充実を図る

精神的、感情的、肉体的なバランスを整えながら、バランスが保たれている時に湧き出るエネルギーを感じ、利用者個々の特性を生かし、生産活動、創作活動の中で創造性を育み、喜びを感じながら取り組めるようサービス提供を行っていく。室内活動に留まらず社会資源を利用し余暇活動を含め幅広い活動を提供していき、心と体の安定と機能向上、維持を図る。

③ 事故防止・予防の徹底

リスクマネジメントを徹底し、事故報告書、ヒヤリハット報告書を有効活用し、事故減少に向けた取り組みを行う。加えて職員体制の確認や職員間の情報共有等に注力する。また、利用者の健康管理強化の為、ご家庭とも情報共有を行いながら、各種感染症対策に関するマニュアルの整備と職員、利用者、ご家族への周知徹底を図る。

④ 作業の充実

現在行っている施設内作業(万葉：タオル重ね、ロジッテック：手帳解体)の安定的に供給し、仕事を行う事での喜びを感じ、利用者自身の本来持っている力をさらに高められる様に支援していく。利用者の作業が社会のどのような場面で活かされているかを分かり易く伝え、より高工賃作業の確保に努める。

平均支払い工賃向上を目指し、年間を通して安定した作業が提供できるような取り組みを行う。

⑤ 選ばれる施設づくり

利用者一人ひとりの気持ちに寄り添い、常に利用者の立場に立った支援を行うことで、利用者本人は元より保護者の方からの信頼を得られるようにする。

施設内の構造化や個別スペースの確保など個々の障害特性等に柔軟に合わせられるよう生活環境づくりにも取り組んでいき、施設づくりに力をいれていく。

(4) 支援内容

① 生活支援

施設内では ADL (日常生活動作) の向上を中心に、活動の場を施設外にも広めることで社会体験の機会を積極的に作ることで、IADL(手段的日常生活動作)についても利用者の新たな力を引き出せるような支援に取り組む。

i 日常生活支援

ア 着脱衣、整容 イ 食事、水分補給 ウ 口腔ケア エ 排泄 オ 掃除
カ 挨拶など キ 送迎 ク 医療ケア、衛生 ケ 入浴

ii 生活スキル支援 (社会資源の活用、金銭授受、自己選択など)

ア 昼食買い物支援 (年 2 回) イ 外食支援 (年 1~3 回) ウ 調理支援 (随時)

iii 社会体験活動

ア 外出プログラム (通年) イ 他団体プログラム (随時)

② 機能訓練・体力づくり支援

利用者の健康面に配慮すると共に、体重の増減等を注視しながら体力維持に努める。又、利用者が興味を持って取り組めるプログラムの提供に努める。

i 機能訓練

ア マッサージ (毎日) イ 足湯 (月 1~2 回)

ii 体力づくり

ア 散歩 (週 2 回) イ 施設運動 (週 2 回)

iii 健康管理

ア 体重測定 イ バイタルチェック ウ 医師の健康観察 エ 健康診断
オ 感染症予防接種

③ 生産活動支援

一人ひとりの適性に合った作業 (工程) を探ることで、働くことの喜びや達成感を得られるように支援を行う。

i 受注作業

ア 万葉タオル イ ロジテック

ii 工賃支給目標 一か月平均 600 円以上

④ 文化的活動支援

月間予定の中に組み込むことで定期的に実施できるようにする。

i 音楽療法 (月 1 回)

ii ミュージックシアター (月 1 回)

iii アート療法 (月 1 回)

iv 室内、室外レクリエーション (年 4 回)

v 創作 (月 4 回)

vi 車椅子ダンス (月 2 回)

vii その他、利用者の希望する活動

(5) 令和8年度 予定表

① 月間プログラム

・音楽療法 月1回	・アート療法 月1回	・理髪 月1回
・調理活動/おやつ作り 年2～3回	・DVD鑑賞 月2回	・演奏活動 月4回
・レクリエーション 年4回	・カラオケ(室内) 月2回	
・自主生産品の販売活動 月1回	・カラオケ外出 年1回(選択外出)	
・プール外出 年1回(選択外出)	・外食・昼食買い物 年1回～2回	
・果物狩り外出 年1回(選択外出)	・足水(6月～8月)・足湯(11月～3月)	

② 週課プログラム

【週間活動プログラム】						
	月	火	水	木	金	土
午前	演奏会	身体づくり 散歩 ウォーカー	創作	身体づくり 散歩 ウォーカー	車椅子ダンス ミュージックシ アター	カラオケ/DVD レクリエーシ ョン
	作業	作業	作業	作業	作業	足湯(足水)
午後	健康プログラム 個別プログラム 入浴	健康プログラム 個別プログラム 入浴	健康プログラム 個別プログラム 入浴	健康プログラム 個別プログラム 入浴	健康プログラム 個別プログラム 入浴	リラクゼーション 個別プログラム 入浴

③ 年間行事予定表

1月	初詣・書初め
2月	節分・おやつ作り
3月	お疲れ様会
4月	新年度会
5月	1日公園外出
6月	日帰り外出(プール・外食)
7月	七夕会
8月	夏祭り
9月	日帰り外出(果物狩り・外食)
10月	ハロウィンパーティー
11月	昼食買い物
12月	クリスマス会/大掃除

(にじいろ)

(3) 令和8年度重点目標

① 利用者の障害特性に配慮した支援

利用者一人一人の障害特性を改めて理解し、職員間で共有していく。聴覚過敏や周りの刺激を受けやすい利用者には個別の活動場を提供し、過ごしやすい環境を整えていく。また、ケース会議で利用者支援について検討し、利用者の特性や体調面に配慮した活動内容を提供していく。

② 職員間で連携を図り、チームでの支援を行う

普段から職員同士の会話を増やし、1人で動くのではなく全体で協力し合って支援を行っていく。また、自身の業務内容だけではなく周りの職員の業務内容も把握し、お互いに声を掛け、助け合える関係性を築いていく。チーム力が強くなることにより、連携の取れた支援を行えるようにしていく。

③ 個別外出の時間をつくり、社会参加の機会を提供

個別支援計画に沿って、少人数（2～3名）での外出を計画し実行する。個別での対応を行うことにより、施設内では見ることでできない利用者の様子を知ることができ、1人の利用者に対してじっくりと時間をかけた支援を行う。また、ご家族やご本人の要望を聞き取りしながら外出先を決定し、食事の選択や金銭授受を行っていく。外出を通して社会との繋がりをつくり、様々な人との交流を図っていく。

④ 事故の防止、予防

職員体制により人の目が少ない日こそ、お互いの動きを確認しあって事故の起きにくい環境設定や職員配置を行っていく。また、事故が起きてしまった際には速やかに報告し、事故対応を行う。事業内での会議で事故が起きてしまった状況を振り返り、それぞれの職員の動きや事故が起きない為にはどのようにしたら良いのか等を話し合い、再発防止に努めていく。

(4) 支援内容

① 生活支援

施設内ではADL（日常生活動作）の向上を中心に活動の場を施設外にも広め、社会体験の機会を積極的に作ることでIADL（手段的日常生活動作）についても利用者の本来持っている力や新たな力を引き出せるような支援に取り組む。

i. 日常生活支援

ア 着脱衣、整容 イ 食事、水分補給 ウ 排泄 エ 清掃 オ 挨拶 カ 衛生

ii. 生活スキル支援（社会資源の活用、金銭授受、自己選択など）

ア 昼食買い物支援（随時）	} (交互に月1回)
イ 外食支援（随時）	
ウ 調理支援（随時）	

iii. 社会体験活動

ア 外出プログラム（通年）

② 機能訓練・体力づくり支援

利用者の健康面に配慮すると共に、体重の増減等を注視しながら体力維持・向上に努める。又、利用者が興味を持って取り組めるプログラム（ウォーキング等）の提供に努める。

- i 体力づくり
 - ア ウォーキング 施設近隣（毎日） 運動公園（不定期）
- ii 健康管理
 - ・体重測定（毎月） ・バイタルチェック（毎日） ・医師による健康観察（毎月）
 - ・感染症予防接種（年1回） 等
- ① 生産活動支援

一人ひとりの能力及び適性に合った作業（工程）を探ることで、働くことの喜びや達成感を得られるように支援を行う。

 - i 受注作業
 - ア おしぼり（ワタキューセイモア株式会社）
 - イ 手帳、カレンダー解体作業（グリーンロジテック株式会社）
 - ii 自主生産活動
 - ア ビーズアクセサリー イ 石鹸 ウ バスボム
 - iii 工賃支給目標 一ヶ月平均 1300 円以上
- ② 販売活動支援

販売という意識の獲得も含め、販売活動の機会を通して人との関わりやコミュニケーションを養えるよう支援を行う。

 - i ピアショップ販売（月1～2回 見沼区役所にて）
 - ii 委託販売（小児医療センター内おかし屋マーブル、飲食店KAERU）
 - iii その他お祭り、各種イベントに出店
- ③ 文化的活動支援

プログラムとして月予定の中に組み込むことで定期的に実施する。

 - i 音楽療法（月1回） ii アート療法（月1回） iii 音楽活動（週1回）
 - iv 室内、室外レクリエーション（月1回） v 創作活動（貼り絵、工作等）（月2～3回）

（5）週課プログラム

	月	火	水	木	金	土
1	ウォーキング	ウォーキング	ウォーキング	ウォーキング	ウォーキング	ウォーキング
2	作業	作業	作業	作業	作業 (音楽療法)	作業
	昼食・昼休み					
3	作業/自主生産 (ビーズ)	創作活動 (アート療法) (レクリエーション)	作業/自主生産 (ビーズ)	音楽活動 作業/自主生産 (ビーズ)	作業/自主生産 (石鹸、 バスボム)	映像鑑賞
4	個別プログラム	個別プログラム (アート療法)	個別プログラム	個別プログラム	個別プログラム	映像鑑賞

(5) にじいろ事業 令和8年度 月間予定表

	頻度・曜日	内容	実施場所
月 間 行 事	毎日	ウォーキング	施設周辺、近隣の公園等
	月、水、木	自主生産（ビーズ）	ななほし
	金	自主生産（石鹸、バスボム）	ななほし
	第1、3 火	創作活動（月2～3回）	ななほし
	月～金	個別プログラム	ななほし
	第1 金	音楽療法（月1回）	ななほし
	木（隔週）	音楽活動（月2回）	ななほし
	第2 火	アート療法（月1回）	ななほし
	第4 火	レクリエーション（月1回）	ななほし
	第3 火	看護師による健康チェック（月1回）	ななほし
	第3 金	理髪	ななほし
	不定期	外食、調理、昼食買い物	ななほし、飲食店、スーパー等

(6) 年間行事予定表

		内容	場所
年 間 行 事	4月	カラオケ大会	ななほし
	5月	公園外出（鯉のぼり）	近隣の公園
	6月	運動会	ななほし
	7月	七夕	ななほし
		水遊び	ななほし
	8月	夏祭り	ななほし
	6月～ 9月	選択外出 （プールまたは公園・買い物）	障害者交流センター 公園、ショッピングモール
	10月	ハロウィン	ななほし
	11月	北区民祭り	市民の森
		見沼区ふれあいフェア	堀崎公園
	12月	クリスマス会	ななほし
		年越しそば	ななほし
	1月	初詣	近隣の神社
		書初め	ななほし
	2月	節分	ななほし
		バレンタイン	ななほし
	3月	お疲れ様会	ななほし
		お花見	公園

3. ななほし短期入所事業

(1) 居室数と登録者数（令和8年4月1日～）

居室数（全個室）	5 室
入居者数	最大受入 5 名
登録利用者数	72 名

(2) 事業の法的位置付け

利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う事業。

(3) 基本方針

- ① 利用者が家族から離れた暮らしを安心・快適に過ごし経験を積むことが出来る支援サービスに努める。
- ② 申込から利用まで、透明性があり、安定したサービス提供ができるシステムの構築
- ③ 緊急の利用希望に対し、対応できる体制を整えておく。
- ④ 事故の予防・防止

事故に対する意識を持ち、事故の防止、事故の起きにくい環境整備に努めるとともに、職員体制の確認や職員間の情報共有を徹底する。また、通年において、各設備に関する衛生面の管理に各職員が責任を持って取り組む。

(4) 令和8年度 重点目標

- ① 夜間支援に必要な判断力・対応力の向上

夜間における支援の質と安全性を確保するため、職員の判断力及び対応力の向上・均一化を図る。短期入所や生活介護での事例の共有や振り返りを通じて、緊急時にも適切に対応できる支援力を養う。

- ② 安心して過ごせる環境づくり

宿泊中利用者が安心して過ごせる環境づくりに努める。利用者の障害特性や生活リズム、環境変化への不安に配慮し、入室時や退室時の引き継ぎをきめ細かく行うことで落ち着いて生活できる支援と空間の提供を行う。

- ③ 緊急時・突発的な利用にも対応できる体制づくり

家族の急な事情等による緊急時や突発的な利用にも対応できるよう、受入体制の整備を進め同法人の「すばる」や家族との連携を図りながら、迅速かつ安全に支援を開始できる体制づくりを目指す。

(5) 支援の概要

利用契約を結んだ登録者に対し、希望の利用日を調整し、送迎車を活用して受入を行う。

活動は、入浴や食事、排泄などの日常生活上の支援を行い、就寝時間以降は定時での見廻りを行う。また休日では利用者の体調に留意しながら近隣の公園等に出かけるなど、余暇の充実に努める。

【5】 ききゅうホーム

1. ききゅうホーム全体

(1) 各事業の居室数と入居者又は登録者数（令和6年4月1日時点）

	共同生活援助	短期入所
居室数（全個室）	6 室	3 室
入居者数	6 名	—
利用予定登録人数	—	39 名

2. 共同生活援助（すばる：グループホーム）

(1) 事業の法的位置づけ

利用者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体および精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の援助、相談、その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う事業。

(2) 基本方針

- ① 利用者一人ひとりをかけがいのない存在として大切にし、人としての尊厳、権利を守ります。
- ② 利用者が心身ともに健やかに自立生活を送り、安心・安全・清潔で快適に暮らすことができる衣食住環境の提供に努めます。
- ③ 入居利用者の家であり、一人ひとりがこの家で暮らす生活の主体者として、個性や意向を尊重した生活が送れる様支援します。また、プライバシーには十分配慮します。
- ④ 利用者が地域や社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援し、一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

(3) 令和8年度 重点目標

① 安全・健康・衛生保持

前年度は、持病を悪化させて繰り返し入院したり、悪性腫瘍を患い入院手術を行ったり、インフルエンザやウイルス性胃腸炎に罹ったり、パニックにより指先を骨折してしまったりと、利用者の健康面での対応が多くありました。利用者も年齢があがるにつれ、体力や免疫力も低下してきているものと思われる。

- ・毎日の検温、健康観察、毎週の訪問看護による健康チェック、毎月の体重測定、定期健診などを通して、常に利用者の健康状態を把握し、異変がある時は迅速に医療に繋げ治療等のサポートをするなど健康管理に努める。
- ・衛生管理と環境整備を徹底することで感染症予防に努め、感染症が発生した場合には、職員間や他事業所との情報共有を迅速に行い連携して感染拡大の防止に努める。
- ・食事は健康に直結するものであるが、味の濃いものやこってりしたものを好む利用者多いため、

好き嫌いに配慮しつつも、塩分や油、カロリー等の取り過ぎには注意し、バランスのとれた食事提供に努めます。また、配食サービス業者について内容や金額を比較し、利用者にとってより良い業者を選定していきます。

- ・パニックになりやすい状況等を観察、記録、分析していき、検討と工夫を重ねていくことにより、怪我や事故の防止に努める。

② 安心と生活の質の向上

- ・笑顔と思いやりを持って利用者に接することで利用者が安心して生活できるよう努める。
- ・利用者一人ひとりの想いや意思に寄り添い、その一つひとつの改善や実現と一緒に考え取り組んでいくことで生活の質を向上できるよう努める。
- ・家庭的で食事時間が楽しみと思える提供の仕方に努める。
- ・心身の日々の疲れを癒したりリフレッシュや活力を養え、毎朝それぞれの活動の場に元気に出発できる快適な生活環境に努める。

③ 自立支援

利用者の障害特性や能力や状態を把握しその合理的配慮に注意しつつ、自分自身の力で日常生活を営めるようにサポートすることに努める。

④ 余暇の充実

自己選択や自己決定をサポートしながら利用者のやりたいことや行きたいところ等を丁寧に聞き取りし、個々に合わせた趣味的活動や外出、行事等のプログラムの充実を図る。

また、他福祉サービスとの連携を図ることで、人間関係や余暇・休日の過ごし方の選択肢の幅を広げられるようにする。

- ⑤ 安定的な職員体制を確保し、職員間の情報共有と意識統一を徹底し、連携して支援を行う。また、内部研修、外部研修を通して、支援の質の向上を図る。

(4) 支援の概要

当該利用者に対して、(1)～(3)を踏まえ、利用者の自己決定ができる機会を増やし、より自立した日常生活を送れる様、個々に合わせた個別支援計画を作成し、日々の生活の支援を行っていく。

① 個別支援計画

- ・ニーズ、個性、障害特性等の把握（アセスメント）を行う。
- ・アセスメントに基づき、適切な支援内容の個別支援計画を作成する。
- ・支援の状況・利用者の状態の変化をモニタリング（6月に1回以上）し支援を行う。

② 日常生活上の支援

- ・食事、入浴、歯磨き、整容、着替え、洗濯、掃除、寝起き等において、可能な限り利用者自身でできるようにサポートする。

③ 食事の提供

- ・栄養バランス、カロリー、健康、家庭的な内容であること等を考慮し、朝、夕の毎日の食事を調理員の調理により提供する。
- ・休日の昼食は、利用者の希望を聞き、買い物、外食、調理企画を取り入れ提供する。

④ 余暇活動の支援

- ・集団活動・・・季節の行事やイベント企画の実施：月1回、小旅行の実施

公園や町散策を通してウォーキング等の運動の機会の提供：休日

- ・個人活動・・・趣味支援、個別外出支援：月 1 回

⑤ 買い物支援

- ・個々の意向や必要に応じた買い物の同行支援：休日

⑥ 健康管理・感染症予防

- ・毎日の検温、身体症状の観察及び記録 ・服薬管理 ・通院同行
- ・体重測定：月 1 回 ・健康診断：年 1 回
- ・衛生用品を備え使用し、感染症予防に努める。
- ・訪問看護師による健康チェックを週 1 回行う。

⑦ 金銭、私物や衣類の管理

- ・利用者の個々の状況に応じ、利用者と相談しながら金銭、私物や衣類の管理を行う。

⑧ 家族・関係機関や地域との連携

家族や通所施設等との連絡調整を密に行いながら支援する。

- ・生活状況や個別支援計画に関する情報共有：面談年 2 回
- ・金銭管理状況の報告・確認：毎月
- ・「**地域連携推進会議**（利用者と家族、地域住民の代表者、共同生活援助の知見がある人、市町村の担当者などで構成）」を実施し、地域の関係者を含む外部の目（または第三者による評価）を入れる取り組みを行う。1 年に 1 回以上運営状況を報告し、必要な要望・助言などを聴く機会及び会議の構成員の事業所見学を実施する。

⑨ 緊急対応

- ・利用者の生命・安全を第一に考え、怪我や病状に急変等生じた場合は、速やかに救急通報または医療機関へ連絡をする等の措置を行う。

⑩ 防災

- ・防災計画を周知し、防災避難体制の万全を期するとともに、防災意識の向上に努める。
- ・利用者の生命、安全を第一とした防災訓練を年 1 回以上実施する。
- ・消火設備、スプリンクラー、避難誘導灯、自動火災報知機、非常連絡装置、消火器を備え、業者による年 2 回の点検を行う。
- ・廊下、階段、通路には物を置かず、避難経路を常時確保する。
- ・非常食及び防災備品を常備し、定期的に点検、入れ替えを行う。

⑪ 事故・虐待の防止

- ・日頃から会議等で事故に対する意識を高め、事故の防止、事故の起きにくい環境整備に努めるとともに職員体制の確認や情報共有を徹底する。
- ・虐待防止委員会や研修をそれぞれ年 1 回以上実施し、利用者への日々の支援を振り返る中で、職員の支援の悩みなども共有し、不適切な関りの段階から早期発見し適切な関りを検討していくことで虐待へエスカレーションすることを防止する。

（5）会議・委員会・研修等

① シフト入れ替わり時の引き継ぎ・情報共有：毎日

② 定例職員会議（ケース検討、行事等企画・予定、勤務シフト調整、その他事業運営）：月 1 回

③ 個別支援計画 作成会議：年 1 回 モニタリング会議：年 1 回

- ④ 虐待防止 委員会：年 1 回 研修：年 1 回
- ⑤ 身体拘束適正化 委員会：年 1 回 研修：年 1 回
- ⑥ 防災 委員会：年 1 回 研修：年 1 回 訓練：年 1 回
- ⑦ 衛生管理（感染症等） 委員会：6 月 1 回 研修：年 1 回 訓練：年 1 回
- ⑧ 地域連携推進会議 開催：年 1 回 訪問：年 1 回
- ⑨ その他支援業務向上 継続研修：年 2 回以上（内部・外部含む）

3. 短期入所（三つ星：ショートステイ）

（1）事業の法的位置付け

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせて身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の支援、その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う事業。

（2）基本方針

- ① 利用者の主たる介護者の急用やレスパイト（休息）、または、利用者が将来的にグループホームなどで家族から離れて生活することを想定した経験を積み重ねられることを目的とする。
- ② 利用者が安全・安心・清潔・快適に過ごせる環境を常に整える。
- ③ 利用者の障害特性や個性の理解に努め、家族や関係機関と情報共有を行い時々の状態を把握し、一人ひとりに合わせた過不足ない適切な支援を提供する。
- ④ 申込から利用まで、透明性があり、安定的かつ円滑にサービス提供ができる受入れシステム。

（3）令和 8 年度 重点目標

- ① 前年度は、感染症がショートステイとグループホームを介して、更に拡大してしまうことがあった。継続して感染症予防を徹底する。
- ② 利用者家族、通所施設等関係機関、所内職員間の連携と情報共有に努め、サービスの質の向上、受け入れ時の支援に活かしていく。
- ③ 今まで蓄積した短期入所受け入れの個々のケースについて情報整理を行い職員間で共有し、異動や新任の職員へスムーズな引継ぎを行うとともに、利用者一人ひとりに合わせた適切な支援を行い快適に過ごせるよう努める。将来、グループホーム生活への移行時に適切に、引き継げるようにする。
- ④ 短期入所利用について更なる周知を行うことで法人内利用者数を増やし、特に平日の空室を埋められるように努め、利用率 80%を達成する。
- ⑤ 事故の予防・防止：事故に対する意識を高め、事故の防止、事故の起きにくい環境整備に努めるとともに職員体制の確認や職員間の情報共有と連携を徹底する。
- ⑥ 虐待防止研修を実施し、虐待防止に向けた取り組みや仕組み作りを推進する。

（4）支援の概要

共同生活援助事業に準ずる。

【6】 特定相談支援事業所 さくら

1. 目的

- (1) 障害福祉サービスを適切に活用するための支援
- (2) 社会資源を効果的に活用するための支援
- (3) 地域生活、社会生活に適応し、安定して生活するための支援
- (4) 権利擁護のための支援

2. 基本方針

- (1) 主体性…本人の主訴に基づき、将来、希望する生活などの表明されたニーズを受け止め、その充足のための、適切な障害福祉サービスの利用へとつなげる。
- (2) 利益性…本人が現在または将来に必要な利益を享受するため、きめ細やかなアセスメントによりニーズを正しく捉え、フォーマル、インフォーマルを問わず、様々な社会資源、アプローチを駆使して支援する。
- (3) 共有性…ニーズ充足の為に必要な支援内容、障害福祉サービスの利用は、本人または家族に対して、十分な説明を行った上で、正しい理解のもと、決定できるよう支援する。

これら3要素を主軸として、本人の思いに沿いながら、生活の質の向上を目指し、常にその人の立場に立った支援を行うよう努める。

3. 業務内容

- (1) サービス利用支援…障害福祉サービス受給者証の更新に伴って行う
 - ① 障害のある方の心身の状況、置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「サービス等利用計画案」の作成を行う。
 - ② 支給決定後の障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行う。
 - ③ 支給決定されたサービスの種類や内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」の作成を行う。
- (2) 継続サービス利用支援…必要に応じて数カ月・半年後に1度定期的に見直しを行う。
 - ① 「サービス等利用計画」の利用状況の検証（モニタリング）を実施。
 - ② 「サービス等利用計画」の変更および関係者との連絡調整。
 - ③ 新たな障害福祉サービス等の支給決定が必要な場合の申請の勧奨。
- (3) 地域福祉に関わる取り組み。
 - ① さいたま市北区地域協議会の地域生活部会に所属し、障害を持った方の地域での生活について、地域での問題・課題を顕在化し、改善に取り組む。
 - ② さいたま市の地域生活支援拠点に登録。『相談』の機能を担う。（『相談』の機能とは、利用者の緊急時に備え、常時の連絡体制を確保し、いざというとき必要なサービスのコーディネートや

相談、その他必要な支援を行うとともに、親亡き後や緊急時を見据えて予防的な支援体制を構築する機能。)

- ③ さいたま市北区内における指定特定相談支援事業所間一体的管理運営のための協定を締結している。地域の中で専門性の高い人材を確保し、地域全体で利用者本人の意思を中心に据えた質の高いマネジメントの提供を目指す。

4. 令和8年度相談者見込

- ・ サービス利用支援 …… 119 名
- ・ 継続サービス利用支援… 119 名
- ・ サービス等利用計画の更新作成およびモニタリングを含めた年間相談件数は130件程度を予定している。
- ・ 令和8年度は、引き続き、定期的にご本人・ご家族と対面を基本とした関りや情報の共有を継続していく。また、利用者が関りのある事業所や必要な機関とのやり取りを増やし、情報共有を行い、ご本人の細かい変化に気づき、より対応できるようにしていく。